

# TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 25 年 5 月 2 日発行  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当: 吉川 昌孝  
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302  
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

## 消費税率引上げに伴う経過措置について

皆様も御存知の通り、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 8% に引上げられます。それに伴い平成 25 年 3 月 27 日に国税庁が法令解釈通達を公表致しました。今回はその内容について簡単にご説明致します。

### 【消費税率引上げに伴う経過措置とは？】

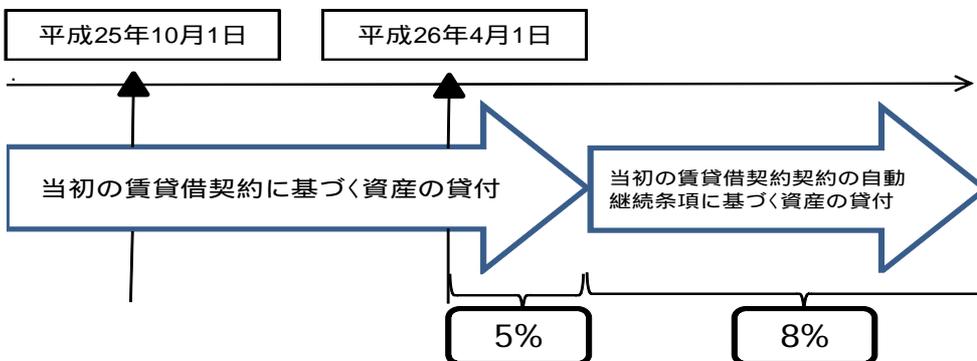
改正消費税法(税率 8%)は平成 26 年 4 月 1 日以後に行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。従って、平成 26 年 3 月 31 日以前に行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては旧税率(5%)が適用されることとなります。しかし、契約日と引渡日が平成 26 年 4 月 1 日をまたぐ場合や旅券購入日と乗車日が平成 26 年 4 月 1 日をまたぐ場合などで一定の場合については、新税率(8%)を適用せず旧税率(5%)を適用することとなっています。これが消費税率引上げに伴う経過措置というものです。以下に国税庁から公表されている主な経過措置を表示いたしましたので、ご覧下さい。

| 取引             | 経過措置  |
|----------------|---|
| 工事の請負等に関する経過措置 | 平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に締結した工事に係る請負契約に基づき、平成 26 年 4 月 1 日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等については旧税率を適用 |

### 【資産の貸付け(テナントビルに係る賃貸借契約等)の税率等に関する経過措置】

平成 8 年 10 月から平成 25 年 9 月 30 日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から引き続き該当契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、一定の要件( 契約で資産の貸付けの期間及び対価の額が定められており、かつ、 事業者が事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがない事)に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けについては、旧税率(5%)が適用されます。したがって、通常は契約期間満了後の自動更新時から新税率(8%)が適用されます。

なお、契約書に「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨を定めている場合、この定めがあるからといって経過措置の対象外になるわけではありません。その旨の定めに基づいて実際に賃貸料の額を変更した場合には、増加した 3% 部分について本体価額を変更したと考えられ新税率(8%)が適用されることとなりますが、賃貸料を変更しなかった場合については経過措置通り旧税率(5%)が適用されることとなります。



### 【まとめ】

上記以外にも消費税法の適用に関しての所要の経過措置が設けられています。消費税率引上げに伴う経過措置についてご不明点等、ご質問等がございましたらお気軽に弊社までご連絡下さいませ。担当者が詳しくご説明させていただきます。